

京田辺市子どもの学習・生活支援事業
企画提案 募集要領

京田辺市健康福祉部社会福祉課

1 事業の趣旨・目的

京田辺市では、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生並びにその保護者に対して、学習の援助及び育成環境の改善に関する助言、進路選択その他の教育に関する助言等を行い、将来自立した生活ができるように必要な生活能力や学力等の獲得を目的として、「京田辺市子どもの学習・生活支援事業（以下「本事業」という。）を実施することとしており、実施にあたり、次のとおり具体的な企画提案を募集する。

2 業務概要

- (1) 業務名 京田辺市子どもの学習・生活支援事業
- (2) 業務内容 別紙「京田辺市子どもの学習・生活支援事業仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 実施場所 キララ商店街内（京田辺市河原御影10-70、以下「居場所」という。）
- (5) 委託上限額 月額171,325円（税込）
総額1,370,600円（税込）

3 プロポーザルに係る日程

公募及び質疑受付開始	公告日
質疑の締め切り	令和3年 7月13日（火）
質疑回答（ホームページ公開）	令和3年 7月15日（木）
参加申込書、企画提案書受付締め切り	令和3年 7月19日（月）
参加資格審査・書類審査（1次審査） 結果通知（郵送及びホームページ公開）	令和3年 7月21日（水）
・プレゼンテーション・ヒアリング （2次審査）	令和3年 7月28日（水）
優先交渉者順位決定通知 （郵送及びホームページ公開）	令和3年 7月30日（金）

4 参加資格

次の要件を全て満たす団体であること。

- (1) 子どもの学習支援又は相談支援の実績（例：学習塾の経営）があり、本事業の趣旨を理解し、事業を適切、公正、中立、かつ効果的に実施できる者であること。

- (2) 京都府内に営業・運営拠点を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札等への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 京田辺市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

5 業務の再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

ただし、一部の業務についてあらかじめ市長の承諾を得たときは、この限りではない。

6 参加手続等

(1) 担当課及び問い合わせ先

京田辺市健康福祉部社会福祉課地域福祉係（2階9番窓口）

郵便番号 〒610-0393

住所 京田辺市田辺80番地

電話番号 0774-63-1127

FAX 0774-63-5777

メールアドレス fukushi@city.kyotanabe.lg.jp

(2) 企画提案募集要領に関する事項

ア 交付期間

公告日から令和3年7月19日（月）17時まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 （1）に同じ

ウ 交付方法

（1）で交付するほか、京田辺市健康福祉部社会福祉課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(3) 参加申込書及び企画提案書に関する事項

ア 交付期間及び場所 （2）のア及びイに同じ

イ 提出期限 令和3年7月19日（月）17時まで

ウ 提出場所 （1）に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、（1）まで電話連絡し、到着を確認すること。

7 質疑・回答

- (1) 受付期限：公告日～令和3年7月13日（火）午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか電子メールにより、6の（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「京田辺市子どもの学習・生活支援事業に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す標題を本文に記載すること。
※企画提案書の審査に係る質問には回答しない。
- (4) 回答日：令和3年7月15日（木）
- (5) 回答方法：質問への回答は、京田辺市健康福祉部社会福祉課のホームページに掲示し、個別には回答しない。

8 応募書類

- (1) 参加意思表明書（様式1） 1部
- (2) 企画提案書（任意様式） 6部
- (3) 価格提案書（見積書）（任意様式） 1部
記載要領
 - ①作成日、応募者の名称又は商号、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印
 - ②価格提案書については、居場所を月8回、各日2時間運営した場合における月額費用について記載すること。また、人件費については、職種ごとの時給を記載すること。
 - ③金額は、本事業の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、それらの合計額を明記すること。
- (4) 団体概要書（様式2） 1部
会社概要・パンフレット等を添付のこと。
- (5) 営業経歴書（様式3） 1部
- (6) 再委託予定調書（様式4） 1部
該当する場合のみ提出

9 企画提案書記載事項等

別紙「京田辺市子どもの学習・生活支援事業仕様書」に基づき、下記の項目を含む提案書を作成すること。

- (1) 業務概要について
事業実施についての基本的な考え方・提案内容の特徴等について、簡潔に記載すること。提案者の支援業務の特性、実績をどのように活用す

- るかなどを記載すること。
- (2) 実施体制について
- ア 事業運営体制
提案者において直接担当する部門の体制について、提案すること。
- イ 支援従事者の人員配置について
配置を予定している、業務責任者・支援員・指導員の能力及び実績について記載し、その者を新規雇用する場合は、その確保の方法を提案すること。
- (3) 運營業務内容について
- ①業務の流れ・スキーム
- ア 業務の流れについて、フロー図等で具体的に提案すること。
- イ 支援内容、支援対象の中学生等及びその保護者、関係機関との連携方法など、事業全体のスキームについて提案すること。
- ②支援方法等
実施する支援内容、方法等について、具体的な提案をすること。
- (4) その他の提案
その他、提案者ならではの強みを活かした自由な提案をすること。
- (5) 提出された書類の取扱い
- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合には、京田辺市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出期限後の企画提案書の修正、差し替えは認めない。ただし、京田辺市が修正を求める場合を除く。
- ウ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10 評価方法等

- (1) 評価基準：別紙「評価基準表」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
企画提案書及び価格提案書（見積書）について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 実施日等：令和3年7月28日（水）
- 場 所：京田辺市役所内又はその近隣
- ※詳細は提案者に対して別途連絡する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価基準に基づき、選定委員が評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書（見積書）の金額が2の(5)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1.1 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について、京田辺市健康福祉部社会福祉課のホームページにおいて公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称及び総合点

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 選定委員の所属及び役職名並びに氏名

1.2 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京田辺市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（単価契約）を締結する。

- (2) 契約代金の支払いについては原則として清算払いとする。ただし、受託者からの請求により、その必要があると認められる時は、前金払いができるものとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位を候補者とする。

1 3 その他

- (1) 参加意思表明書提出後に辞退する場合は、6の(1)に速やかに連絡した後に、辞退届(様式5)を提出すること。
- (2) 本事業は、京田辺市の委託事業となるため、以下の点に留意すること。
 - ア 事業の成果等は京田辺市に帰属する。
 - イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や京田辺市会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (3) 実現性が低い内容を提案内容に含めることは避けること。候補者に決定された後においても、契約履行が困難と判断した場合には、契約を締結しない場合がある。
- (4) 提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。